

経営事項審査申請の手引き（福井県知事許可業者用） 新旧対照表

改正後 (R2.4.1改正)	改正前
<p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・<u>【削除】</u> <p>・(略)</p> <p>-15-</p> <p>《注意》</p> <ul style="list-style-type: none"> ※(略) ※(略) ※(略) ※<u>【削除】</u> <p>-16-</p> <p>34 合計</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・<u>【削除】</u> 	<p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・<u>平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工工事または解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事および解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記入する。元請完成工事高の欄についても同様とする。</u> <p>・(略)</p> <p>-15-</p> <p>《注意》</p> <ul style="list-style-type: none"> ※(略) ※(略) ※(略) ※<u>平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間は、平成28日6月1日時点で現にとび・土工工事の許可を有する業者が行った解体工事の完成工事高については、解体工事の許可を受けていない場合でもその内容に応じて一式工事または一式工事以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。</u> <p>-16-</p> <p>34 合計</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・<u>業種コード「300」(とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置))に係る完成工事高および元請完成工事高は、合計に含めない。</u>

経営事項審査申請の手引き（福井県知事許可業者用） 新旧対照表

改正後 (R2.4.1改正)	改正前																								
<p>-20-</p> <p><u>10</u> 【削除】</p> <p>-25-</p> <p>この名簿は、審査基準日において在籍する技術職員（規則第18条の3第2項第1号または第3号に該当する者）に該当する者であつて、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者について作成する。</p> <p>（参考）規則第18条の3 法第27条の23第2項第2号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。（略）</p> <p>2 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。</p> <p>一 法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者の数</p> <p>二 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第18条の3の16までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数</p> <p><u>三 前号に掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が定める者の数</u></p> <p><u>四 (略) -</u></p> <p>-27～28-</p> <p>62-1 業種コード</p> <table border="1" data-bbox="125 1161 1104 1275"> <tr> <td>09</td> <td>管工事</td> <td>19</td> <td>防水工事</td> <td>29</td> <td>解体工事</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>タイル・レガ・ブロック工事</td> <td>20</td> <td>内装仕上工事</td> <td>【削除】</td> <td>【削除】</td> </tr> </table> <p>【削除】</p>	09	管工事	19	防水工事	29	解体工事	10	タイル・レガ・ブロック工事	20	内装仕上工事	【削除】	【削除】	<p>-20-</p> <p><u>10 経過措置への対応</u></p> <p><u>平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工事業または解体工事の経営事項審査を受ける場合、審査基準日等にかかわらず、過去にさかのぼって、直前2年または3年分のとび・土工事業および解体工事の工事経歴書（旧とび・土工事業を切り分けしたもの）を申請書に添付する。</u></p> <p>-25-</p> <p>この名簿は、審査基準日において在籍する技術職員（規則第18条の3第2項第1号または第2号に該当する者）に該当する者であつて、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者について作成する。</p> <p>（参考）規則第18条の3 法第27条の23第2項第2号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。（略）</p> <p>2 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。</p> <p>一 法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者の数</p> <p>二 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第18条の3の16までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数</p> <p><u>三 【新設】</u></p> <p>-27-</p> <p>62-1 業種コード</p> <table border="1" data-bbox="1133 1161 2112 1275"> <tr> <td>09</td> <td>管工事</td> <td>19</td> <td>防水工事</td> <td>29</td> <td>解体工事</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>タイル・レガ・ブロック工事</td> <td>20</td> <td>内装仕上工事</td> <td><u>99</u></td> <td><u>とび・土工事業・解体工事（経過措置）</u></td> </tr> </table> <p><u>なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業または解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」を、</u></p>	09	管工事	19	防水工事	29	解体工事	10	タイル・レガ・ブロック工事	20	内装仕上工事	<u>99</u>	<u>とび・土工事業・解体工事（経過措置）</u>
09	管工事	19	防水工事	29	解体工事																				
10	タイル・レガ・ブロック工事	20	内装仕上工事	【削除】	【削除】																				
09	管工事	19	防水工事	29	解体工事																				
10	タイル・レガ・ブロック工事	20	内装仕上工事	<u>99</u>	<u>とび・土工事業・解体工事（経過措置）</u>																				

経営事項審査申請の手引き（福井県知事許可業者用） 新旧対照表

改正後 (R2.4.1改正)	改正前
<p>62-2 有資格区分コード</p> <p>技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロもしくはハまたは同法第15条第2号イもしくはハに該当する者または規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（基幹技能者）<u>ならびに建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準（以下「認定能力評価基準」という。）により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者（以下「レベル4技能者」またはレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者（以下「レベル3技能者」という。）</u>であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においては事業主を含む。）<u>をいう。</u></p> <p>また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇</p>	<p><u>解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」を、とび・土工工事業および解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入すること。</u></p> <p><u>この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工工事業およびとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事業およびとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」が記入された職員はとび・土工工事業、解体工事業およびとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。</u></p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間（経過措置期間）においては、「とび・土工工事業」および「解体工事業」の技術職員として申請する場合、双方をあわせて1つの業種とみなす（「業種コード」の欄に「99」を記入。）。</u> <u>・たとえば、技術職員1人で、「業種コード」の欄に「03」および「99」が記入されると、大工工事業、とび・土工工事業、解体工事業およびとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。</u> <p>62-2 有資格区分コード</p> <p>技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロもしくはハまたは同法第15条第2号イもしくはハに該当する者または規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（基幹技能者）であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においては事業主を含む。）<u>をいい、労務者（常用労務者を含む。）またはこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限る。</u></p> <p>また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇</p>

経営事項審査申請の手引き（福井県知事許可業者用） 新旧対照表

改正後 (R2.4.1改正)	改正前
<p>用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成20年1月31日国総建第269号）別記様式第3号の提出によるものとする。</p> <p>技術職員の数については、技術職員を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分ける。</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 基幹技能者<u>またはレベル4技能者</u>であって一級技術者以外の者</p> <p>④ 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許<u>もしくは</u>免状の交付（以下「免許等」という）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者、<u>登録基礎ぐい工事試験（建設業法施行規則第7条の3第2号の表とび・土木工事業の項第5号の登録を受けた試験をいう。）または登録解体工事試験（同条第2号の表解体工事業の項第4号の登録を受けた試験をいう。）に合格した者もしくはレベル3技能者</u>であって一級技術者および基幹技能者以外の者（以下「二級技術者」という。）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>技術職員の数は、一級監理受講者の数に6を乗じ、一級技術者であって一級監理受講者以外の者の数に5を乗じ、基幹技能者<u>またはレベル4技能者</u>であって一級技術者以外の者の数に3を乗じ、二級技術者の数に2を乗じおよびその他の技術者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値（技術職員数値）を、許可を受けた建設業の種類ごとにそれぞれ求め、審査基準日における技術職員数値をもって審査する。</p> <p>ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は、2までとする。</p>	<p>用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成20年1月31日国総建第269号）別記様式第3号の提出によるものとする。</p> <p>技術職員の数については、技術職員を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分ける。</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>基幹技能者であって一級技術者以外の者</u></p> <p>④ 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者<u>または</u>他の法令の規定による免許<u>もしくは</u>免状の交付（以下「免許等」という）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者および基幹技能者以外の者（以下「二級技術者」という。）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>技術職員の数は、一級監理受講者の数に6を乗じ、一級技術者であって一級監理受講者以外の者の数に5を乗じ、基幹技能者であって一級技術者以外の者の数に3を乗じ、二級技術者の数に2を乗じおよびその他の技術者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値（技術職員数値）を、許可を受けた建設業の種類ごとにそれぞれ求め、審査基準日における技術職員数値をもって審査する。</p> <p>ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は、2までとする。</p>

経営事項審査申請の手引き（福井県知事許可業者用） 新旧対照表

改正後 (R2.4.1改正)			改正前											
-46- 業種別技術職員コード表 3/3			-47- 業種別技術職員コード表 3/3											
064	基幹技能者	講習修了証記載の業種に応じて2業種以内に限り3点ずつ加点	064	基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
704	認定能力評価基準(レベル4)	認定能力評価基準ごとに2業種以内に限り3点ずつ加点	【新設】	【新設】	【新設】									
703	認定能力評価基準(レベル3)	認定能力評価基準ごとに2業種以内に限り2点ずつ加点	【新設】	【新設】	【新設】									
-47- 【新設】技術職員 有資格区分コード表														